

平成 19 年度（21 世紀雇用政策研究会）

高齢者の雇用継続と引退問題－70 歳まで働ける社会の実現を目指して－

[研究会メンバー]

主査	高梨 昌	信州大学名誉教授
	岩田克彦	職業能力開発総合大学校教授
	大石亜希子	千葉大学准教授
	北浦正行	社会経済生産性本部事務局次長
	関 英夫	元労働事務次官
	征矢紀臣	中央職業能力開発協会理事長

[報告書目次]

- I はじめに（報告書の視点）
- II 高齢者雇用・就業を取り巻く環境変化
 - 1 急速な高齢化の進展
 - 2 諸外国における「活力ある高齢化」政策の推進
 - 3 年金支給開始年齢の引上げと改正高齢者等雇用安定法の施行等
 - 4 継続雇用の進展状況
- III 高齢者雇用・就業政策の基本的考え方
 - 1 20 年程を視野に入れた政策策定の必要性
 - 2 具体的な政策目標の設定
 - 3 講ずべき政策手段のポイント
- IV 今後の高齢者雇用・就業政策の方向性
 - 1 70 歳までを視野に入れた雇用・就業の環境整備
 - 2 高齢期を含む生涯にわたるキャリア設計の支援体制の整備
 - 3 多様な雇用就業形態の活用を図る対策の強化
- V 今後の課題 — 段階的エイジフリーの推進

[内容要旨]

I はじめに（報告書の視点）

日本の少子高齢化は急速に進み、65 歳以上人口比率は世界一であり、少子化対策の強化が急務となっているが、その効果が現れるのは早くても 20 数年後である。経済社会の活力を維持していくためには、可能な限り多くの高齢者が就業により社会を支える側に回ることが重要で、高齢者が本格的に就業できる環境整備が重要である。今後は、70 歳までいきいきと働ける社会の実現を目指すべきである。

II 高齢者雇用・就業を取り巻く環境変化

西欧諸国では65歳までの就業促進を図っているが、わが国では70歳程度までの就業促進が必要であり、特に団塊世代の就業促進が喫緊の課題となっている。

2004年の高齢者等雇用安定法の改正により、基礎年金支給開始年齢の引上げスケジュールに合わせた高齢者の雇用確保措置が段階的に実施され、高齢者の雇用確保措置は着実に進展しているが、希望者全員が65歳程度まで働ける企業の割合は約4割にとどまり、賃金・賞与、雇用形態、格付けなど、雇用内容面で課題もみられる。

III 高齢者雇用・就業政策の基本的考え方

60歳を超えた高齢者が本格的に雇用され、就業できる環境整備を進めるためには、20年程先を視野に入れ、高齢者雇用就業政策に関する政策目標の設定と具体的な政策手段を設計する必要があり、「70歳までいきいきと働ける社会の実現」を大きな目標として目指すべきである。

具体的には、(1)従来の雇用の場における継続雇用を推進することを中核とする「65歳までの雇用の一般化」、(2)多様な雇用・就業機会を確保することを中核とする「70歳までの就業の一般化」、を図ることを政策目標とすべきであり、10年後、20年後を想定した60-64歳、65-69歳の就業率目標を設定することが効果的である。

IV 今後の高齢者雇用・就業政策の方向性

「70歳まで働ける企業」の拡大を図るためには、年金受給開始年齢をにらみながら、定年年齢の段階的な引上げ方策について、早め早めの検討がなされるべきである。また、60歳代後半層を雇用・就業対策の対象と位置づけ、雇用保険の適用・給付対象を70歳まで拡大する方向を検討することが必要である。

職業生活が長期化する中では、自社での雇用継続のほかに、40歳代・50歳代での転職等も視野に入れ、職業能力開発・学習支援の強化を工夫する必要がある。また、雇用保険の体系を見直し、生涯にわたるキャリア設計を支援する機能をもつ「キャリア支援保険」へ抜本的に見直すことを検討すべきである。

団塊世代の雇用機会拡大対策として、小規模企業や地域単位での活用が望まれるが、かつての高年齢者職業経験活用センターの再構築のような方策を考えるとともに、シルバー人材センターについて、教育・子育て・介護・環境等への事業の拡大などによる一層の機能の拡充・強化が求められている。また、独立・自営等を計画する高齢者に対する経営指導、人材斡旋等の支援が期待される。

さらに、60歳代層においては非正規雇用での就労が多いことから、労働・社会保険の見直しを行い、適用を拡大していく方向性について検討する必要がある。

V 今後の課題 — 段階的エイジフリーの推進

長期的には、誰もが年齢にかかわらず、個人の意思と能力に応じて就業その他の社会活動を営むことができる社会（エイジフリー社会）を目指すべきであり、70歳まで働ける社会の実現度合い、OECD諸国の年齢差別禁止法制の実実施動向等を踏まえ、日本の実態にあったエイジフリー施策を段階的に推進することが重要である。